

支援体制

富津市役所 介護福祉課

介護福祉係 ☎0439-80-1262

高齢者支援係 ☎0439-80-1300

所在 富津市下飯野2443番地 FAX 0439-80-1323

ホームページ <https://www.city.futtsu.lg.jp>

…………… 地域包括支援センターについて ……………

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターをご利用ください。

地域包括支援センター	担当地区（日常生活圏域）
富津市富津地区地域包括支援センター 富津 617 番地 14 ☎ 0439-29-6582 FAX 0439-29-6584 （運営受託法人） 社会福祉法人 ミッドナイトミッションのぞみ会	富津地区 富津、新井、川名、篠部、大堀、青木、西川、下飯野、上飯野、本郷、前久保、二間塚、大堀一丁目、大堀二丁目、大堀三丁目、大堀四丁目、青木一丁目、青木二丁目、青木三丁目、青木四丁目、新富
富津市大佐和地区地域包括支援センター 亀田 445 番地 1 ☎ 0439-32-1280 FAX 0439-32-1281 （運営受託法人） 社会医療法人社団 新都市医療研究会「君津」会	大佐和地区 小久保、岩瀬、千種新田、西大和田、絹、相野谷、一色、障子谷、上、近藤、八田沼、中、宝竜寺、花香谷、佐貫、亀沢、亀沢中央、亀田、鶴岡、八幡、笹毛
富津市天羽地区地域包括支援センター 湊 533 番地 4 ☎ 0439-70-6150 FAX 0439-70-6151 （運営受託法人） 社会福祉法人 かなや おんせいかい 金谷温清会	天羽地区 湊、数馬、岩坂、更和、加藤、望井、台原、桜井、桜井総稱鬼泪山、海良、売津、花輪、不入斗、長崎、横山、相川、梨沢、竹岡、萩生、金谷、上後、関尻、小志駒、岩本、山脇、田原、押切、六野、大森、寺尾、恩田、東大和田、田倉、高溝、宇藤原、志駒、山中、大川崎、大田和、関、御代原、豊岡

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん

令和8年度版

介護保険

わかりやすい利用の手引き



富津市

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が住みなれた地域でいきいきと安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

令和8年度 介護保険制度改正のポイント

◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

施設サービスを利用したときの食費の基準費用額を変更。(令和8年8月から) ▶ 15 ページ
特定入所者介護サービス費の限度額を変更。(令和8年8月から) ▶ 15 ページ
介護保険料等の算定における年金収入等の基準額を変更。(令和8年4月から) ▶ 29 ページ
(令和8年8月から) ▶ 15・27 ページ

介護保険の申請や届け出には、「マイナンバー」が必要です

介護保険の各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 通知カード
(住所、氏名等が住民票と一致している)
- 個人番号が記載された住民票 等

身元確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 運転免許証
- パスポート 等の写真つきの身分証明書

写真がない身分証明書の場合は2種類が必要。

今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

も く じ

しくみと加入者

・介護保険のしくみ 4

サービス利用の手順

・サービス利用の流れ① 6
要介護認定の流れ 6
・サービス利用の流れ② 8

介護サービス【要介護1～5の方へ】

・介護サービス(居宅 サービス)の種類と費用のめやす 10
・施設サービスの種類と費用のめやす 14

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

・介護予防サービスの種類と費用のめやす 16

地域密着型サービス

・住み慣れた地域で受けるサービス 18

福祉用具貸与・購入、住宅改修

・生活環境を整えるサービス 20

地域支援事業(総合事業)

・総合事業
自分らしい生活を続けるために 22
・支え合いの地域づくり 24

費用の支払い

・自己負担限度額と負担の軽減 26

介護保険料の決まり方・納め方

・社会全体で介護保険を支えています 28

指定居宅介護支援事業所・施設サービス事業所一覧 32

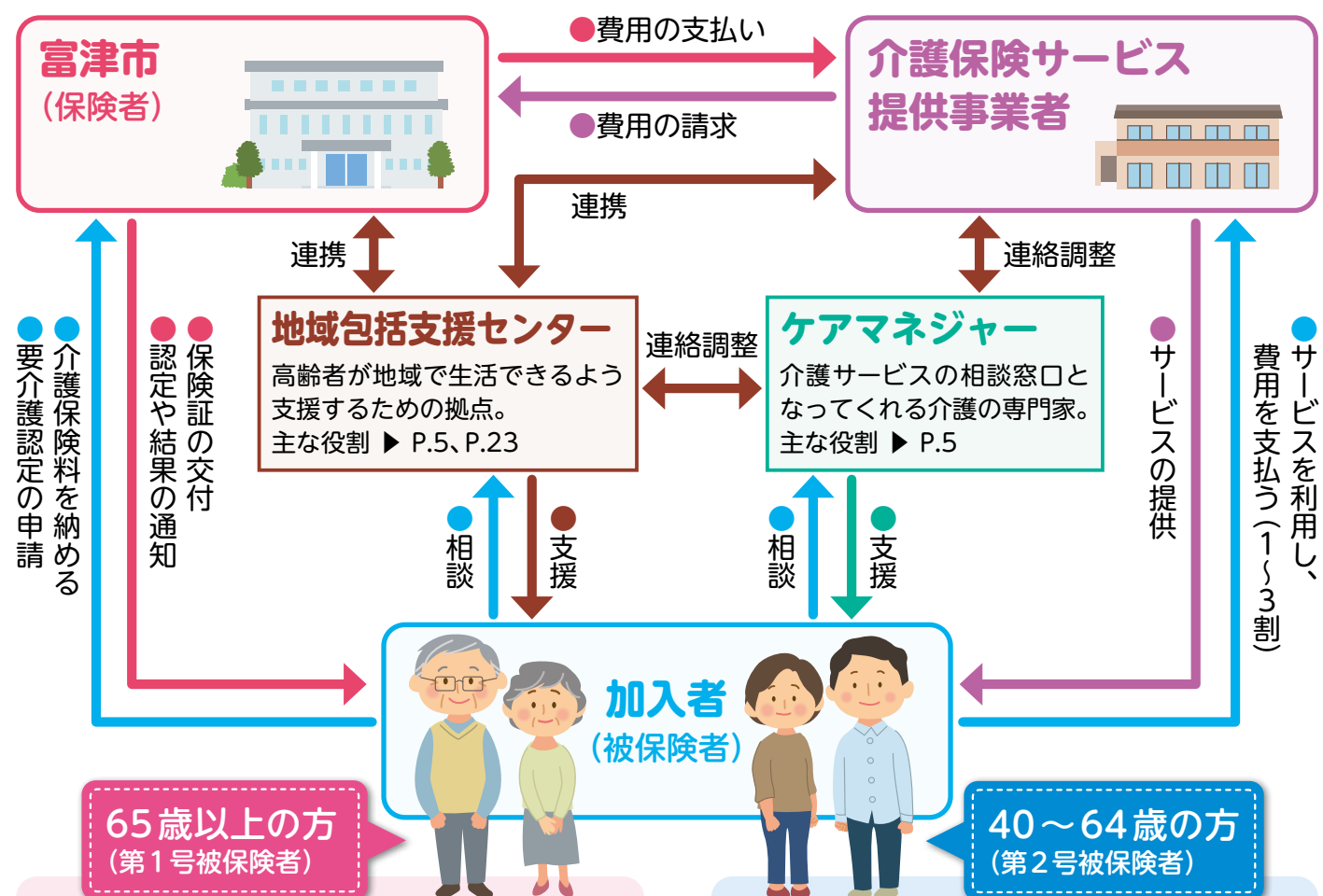
地域密着型サービス事業所一覧 33

介護保険Q&A 34

よりよいサービスを継続して利用いただくために 35

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

▶ **要介護認定 6～7ページ**

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、富津市介護福祉課窓口へ届出をお願いします。

【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- 40～64歳の方が介護保険を利用するときの対象となる病気(特定疾病)**
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ
 - 筋萎縮性側索硬化症
 - 後縦靱帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 初老期における認知症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊柱管狭窄症
 - 早老症
 - 多系統萎縮症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険証

(介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

◎交付対象者

【65歳以上の方】

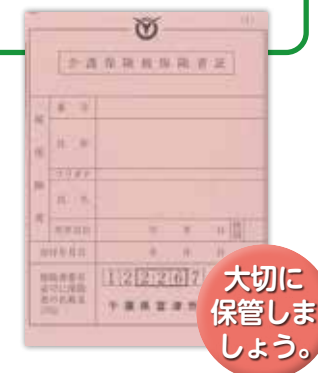
- 1人に1枚交付されます。
- 65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。

【40～64歳の方】

- 要介護認定を受けた方に交付されます。

◎必要なとき

- 要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するときなど



負担割合証

(介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

◎交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

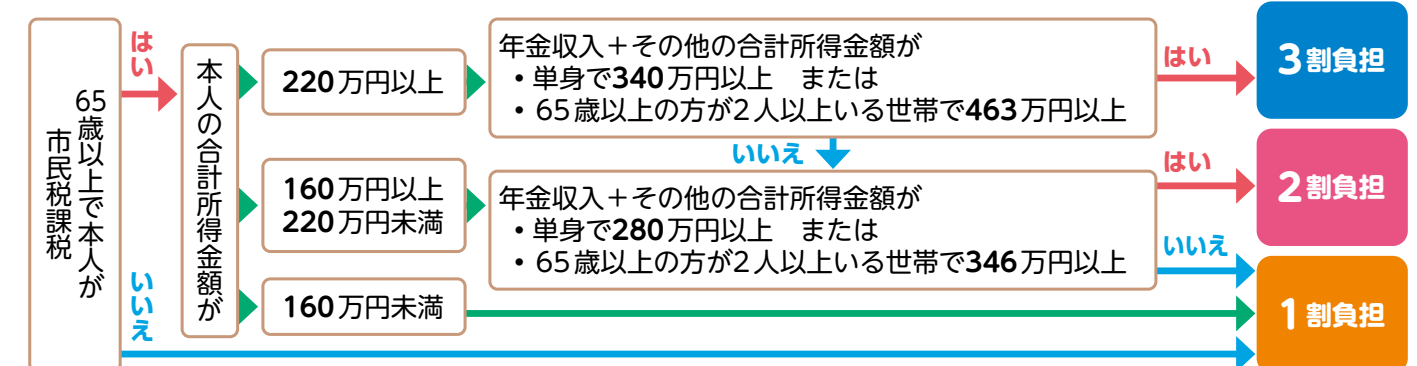
◎必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期間】1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合(1～3割)が記載されます。



■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※税制改正の影響を考慮し、決定しています。

「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

▶詳しくは 23 ページ。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



サービス利用の流れ①

介護サービスや介護
まずは、市の窓口や予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、
地域包括支援センターに相談しましょう。

1 相談する

市の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 心身の状態を調べる

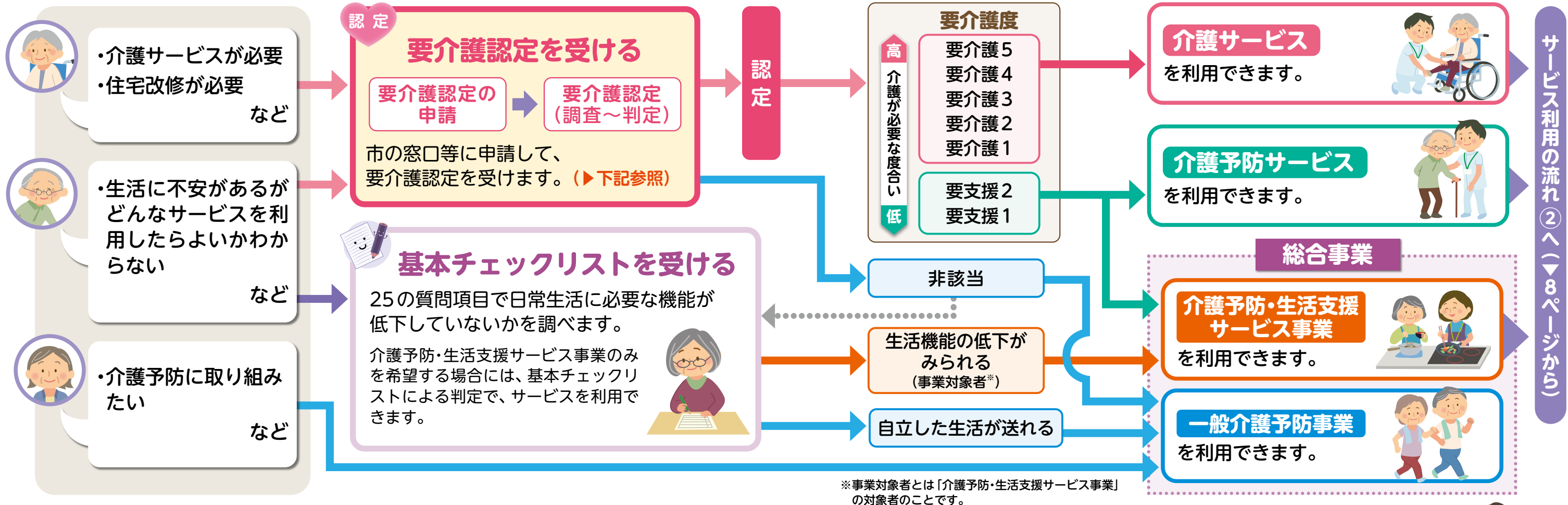
要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



認定 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を

受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

① 要介護認定の申請

申請の窓口は市役所の介護福祉課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請・区分変更申請も含みます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- ✓ 申請書
介護福祉課窓口または富津市ホームページからもダウンロード可能です。
- ✓ 介護保険証
現在お持ちの介護保険証を提出してください。
- ✓ マイナンバーと身元確認書類(▶P.2参照)

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

※40～64歳の方は、「医療保険の資格情報画面(マイナポータルからダウンロード)」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」いずれかの提示が必要な場合があります。

② 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。※申請から判定まで1か月程度かかります。

- 訪問調査
認定調査員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。
- 主治医の意見書
市の依頼により主治医が意見書を作成。※主治医がいない方は市が紹介する医師の診断を受ける。
- 一次判定
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。
- 二次判定(認定審査)
一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。



サービス利用の流れ②

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業

支援事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に対象者は地域包括支援センターに連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



1 ケアマネジャーを選ぶ

市などが発行する事業者一覧のなかから居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。

▶ 居宅介護支援P.10



2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって **介護サービス** を利用します。

介護サービスの種類

【居宅サービス】

訪問サービス ▶ P.11～12

施設に通う ▶ P.12

短期間施設に泊まる ▶ P.13

生活環境を整える ▶ P.20～21

【地域密着型サービス】

訪問サービス ▶ P.18

認知症の方向け ▶ P.18

施設に通う ▶ P.19

施設に入所して利用する ▶ P.19



介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

ケアプランにそって **施設サービス** を利用します。

施設サービス

介護保険施設に入所する ▶ P.14



要支援1・2の方

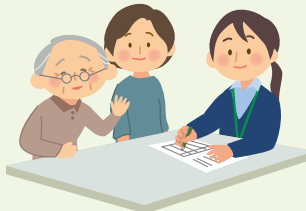
1 地域包括支援センター等に連絡する

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者に連絡します。

2 介護予防ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センター等の職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

▶ 介護予防支援P.16



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。

介護予防サービスの種類

【介護予防サービス】

訪問サービス ▶ P.16

施設に通う ▶ P.17

短期間施設に泊まる ▶ P.17

生活環境を整える ▶ P.20～21

【地域密着型介護予防サービス】

認知症の方向け ▶ P.18

通いを中心とした複合サービス ▶ P.19

介護予防・生活支援サービス事業

訪問サービス ▶ P.22

施設に通う ▶ P.22



事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡する

地域包括支援センターに連絡します。

2 ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問サービス ▶ P.22

施設に通う ▶ P.22



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

地域密着型サービス について▶18・19ページ。

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

●富津市内にある事業所について▶32ページ参照

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)



ケアプランの作成例(要介護1の方の例)

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護			訪問介護	
午後		通所介護			通所リハビリ		

足の筋力回復のための機能訓練を行う。
外出することがよい気分転換にも。

医師の指示による日常動作のリハビリ。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

※実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

日常生活の手助けを受ける

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など



自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	250円
	30分～1時間未満	396円
生活援助 中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回) 99円

① 以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 来客の応対
- 草むしり・花の手入れ
- 模様替え
- 洗車 など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。

自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	1,293円
----	--------

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	314円
----	------

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	408円
	30分～1時間未満	586円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	481円
	30分～1時間未満	841円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	668円
要介護2	788円
要介護3	913円
要介護4	1,038円
要介護5	1,164円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・個別機能訓練 56円／1日
・栄養改善 200円／1回
・口腔機能向上 150円／1回

※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	775円
要介護2	919円
要介護3	1,064円
要介護4	1,236円
要介護5	1,403円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200円／1回
・口腔機能向上 150円／1回

※食費、日常生活費は別途負担となります。

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 デイサービス ショートステイ 等

自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

短期間施設に泊まる

短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	614円	614円	716円
要介護2	684円	684円	786円
要介護3	758円	758円	862円
要介護4	829円	829円	934円
要介護5	899円	899円	1,004円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	764円	842円	848円
要介護2	813円	893円	896円
要介護3	876円	958円	962円
要介護4	931円	1,011円	1,017円
要介護5	985円	1,067円	1,071円

居室(部屋のタイプ)について	
従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

その他のサービス	▶ 地域密着型サービス 18・19ページ
	▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 20・21ページ

施設サービスの種類と費用のめやす

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。

介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。

入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室などの違いについて▶13ページ参照)

●富津市内にある介護保険施設について▶32ページ参照



生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設

【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約22,268円	約22,268円	約24,793円
要介護4	約24,397円	約24,397円	約26,953円
要介護5	約26,496円	約26,496円	約29,052円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,812円	約24,123円	約24,397円
要介護2	約23,211円	約25,644円	約25,797円
要介護3	約25,188円	約27,622円	約27,774円
要介護4	約26,861円	約29,234円	約29,447円
要介護5	約28,352円	約30,785円	約30,968円

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,933円	約25,340円	約25,857円
要介護2	約25,310円	約28,686円	約29,204円
要介護3	約32,550円	約35,957円	約36,474円
要介護4	約35,653円	約39,029円	約39,546円
要介護5	約38,421円	約41,828円	約42,345円

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1～3割} + \text{居住費(滞在費)} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費	
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	令和8年7月まで	令和8年8月から
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円* (915円)	1,445円	1,545円

変更ポイント

食費の基準費用額を変更。
(令和8年8月から)

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※室料が徴収される場合は697円。

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、富津市介護福祉課窓口へ申請が必要です。

変更ポイント

所得の状況および限度額を変更。
(令和8年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金等の資産※2の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし					
	世帯全員が住民税非課税						
1	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]



1	生活保護受給者の方等	要件なし					
	世帯全員が住民税非課税						
1	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
2	前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円 [1,030円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円*3 (530円)	1,420円 [1,360円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。合計所得金額は、税制改正の影響を考慮しています。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※3 室料が徴収される場合は530円。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加え、最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

※実際にかかる費用はサービス事業者の所在地や体制、利用するサービスの内容などによって異なります。

地域密着型サービス について▶18・19ページ。

※自己負担は1～3割です(負担割合については▶P.5)。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)

自宅を訪問してもらう

介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。

自己負担(1割)のめやす

1回	874円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	303円
----	------

お医者さんの指導のものと助言・管理

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす

【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。

自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	390円
	30分～1時間未満	565円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	461円
	30分～1時間未満	811円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

1か月あたりの

自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,307円
要支援2	4,300円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200円/月
 - ・口腔機能向上 150円/月 など
- ※食費、日常生活費は別途負担となります。



短期間施設に泊まる

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	459円	459円	538円
要支援2	571円	571円	668円

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	588円	622円	633円
要支援2	737円	785円	800円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

その他のサービス

- ▶地域密着型サービス 18・19ページ
- ▶福祉用具貸与・購入、住宅改修 20・21ページ

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。(サービスの種類、内容などは市によって異なります)

※基本的には利用者は事業所のある市の住民に限定され、市が事業者の指定や監督を行います。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。

24時間対応の訪問サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。



●富津市内にある事業所について

▶33ページ参照

※要支援の方は利用できません。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護1	5,561円	8,113円	基本対応 1,010円
要介護2	9,925円	12,674円	
要介護3	16,479円	19,346円	
要介護4	20,846円	23,849円	
要介護5	25,211円	28,893円	

認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満利用した場合】

要介護1	1,011円	要支援1	876円
要介護2	1,121円	要支援2	978円
要介護3	1,231円		
要介護4	1,342円		
要介護5	1,452円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) 【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

●富津市内にある事業所について
▶33ページ参照

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要介護1	764円	要支援2	760円
要介護2	799円		
要介護3	824円		
要介護4	840円		
要介護5	857円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援1の方は利用できません。

小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

●富津市内にある事業所について

▶33ページ参照



自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	764円
要介護2	903円
要介護3	1,047円
要介護4	1,189円
要介護5	1,331円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

●富津市内にある事業所について

▶33ページ参照



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	3,509円
要支援2	7,091円
要介護1	10,636円
要介護2	15,632円
要介護3	22,740円
要介護4	25,097円
要介護5	27,672円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

地域の小規模な施設に入所して受ける介護サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

●富津市内にある事業所について

▶33ページ参照



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	756円	756円	840円
要介護4	829円	829円	914円
要介護5	900円	900円	985円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

地域の小規模な有料老人ホームなどで受けるサービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護1	554円
要介護2	623円
要介護3	695円
要介護4	761円
要介護5	832円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。

- = 利用できる。
× = 原則として利用できない。
▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。



	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり(工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)	○	○	○
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない 介助用ベルト等)	×	○	○
・床ずれ防止用具 ・体位変換器(起き上がり補助装置を含む)	×	○	○
・認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)			
・移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)			
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う 申請が必要です

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排せつ予測支援機器
- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)

貸与と購入を選択できます。

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーに相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談

- ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談します。

事前申請

- 工事を始める前に、市の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの)等

- 市から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

- 市の窓口へ支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの)等

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



総合事業 自分らしい生活続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者** ●要支援1・2の方
●基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
- 介護予防ケアマネジメント** 地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。
 - 訪問型サービス** 掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。ボランティアによるゴミ出しから、介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。
 - 通所型サービス** 機能訓練や集いの場など通所型のサービス。ボランティアが主体となった体操や運動等のサービスから、介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。

※基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかがわかります。

一般介護予防事業

対象者 65歳以上（第1号被保険者）のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方。

みんなで 富津市いきいき百歳体操 を始めてみませんか？

「富津市いきいき百歳体操」を広めるとともに、**体操を行うグループの支援を行います。**

「富津市いきいき百歳体操」は、重りの入ったバンドを手首や足首に巻き、音楽にあわせて手足をゆっくり動かす30分ほどの体操です。虚弱な高齢者から元気な高齢者まで、地域の高齢者誰もが一緒にできる体操で、足腰や肩の筋力がついて、日常生活の動作が楽になり、転びにくくなります。



体操ができる会場があり、週1回、3か月間、5人以上のグループで自主的に行えることが条件です。希望するグループには、会場にお伺いして説明会を開催しますので、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにご連絡ください。

健康寿命を延ばして、住み慣れた地域で生き生きとした自分らしい生活を送るため、参加する方と地域住民主体の通いの場が増えていくよう、みんなで一緒に取り組む「介護予防」を進めます。

介護予防教室の例

【**フレイル予防**】フレイルに関する質問や筋力の測定から、自分の状態をまず知り、予防・改善するための方法を学ぶ（フレイルチェック）

【**栄養改善**】栄養改善のための、食材の選び方や調理方法などに関する指導や相談受付

【**口腔機能の向上**】 ●口の中や義歯の手入れ方法 ●咀嚼、飲み込みの訓練法 などの指導



その他の地域支援事業

地域包括支援センターのご案内

●高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターへお問い合わせください。



地域包括支援センターはこのような支援や相談を行っています

介護予防を応援します！

要支援1・2 および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



さまざまな問題に対応します！

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

積極的に
ご利用ください



高齢者の権利を守ります！

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



充実したサービスを提供するために支援します！

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームとは

認知症初期集中支援チームとは、認知症の専門知識をもった医療・福祉・介護の専門職によって構成されたチームです。認知症が疑われる方や認知症の方およびその家族を訪問し、認知症に関する心配ごとや悩みなどの相談に応じたり、医療機関の受診や介護サービス利用の支援など、認知症に関するサポートを一定期間（おおむね6か月）集中的に行います。

対象となる方 ※以下のすべてに該当

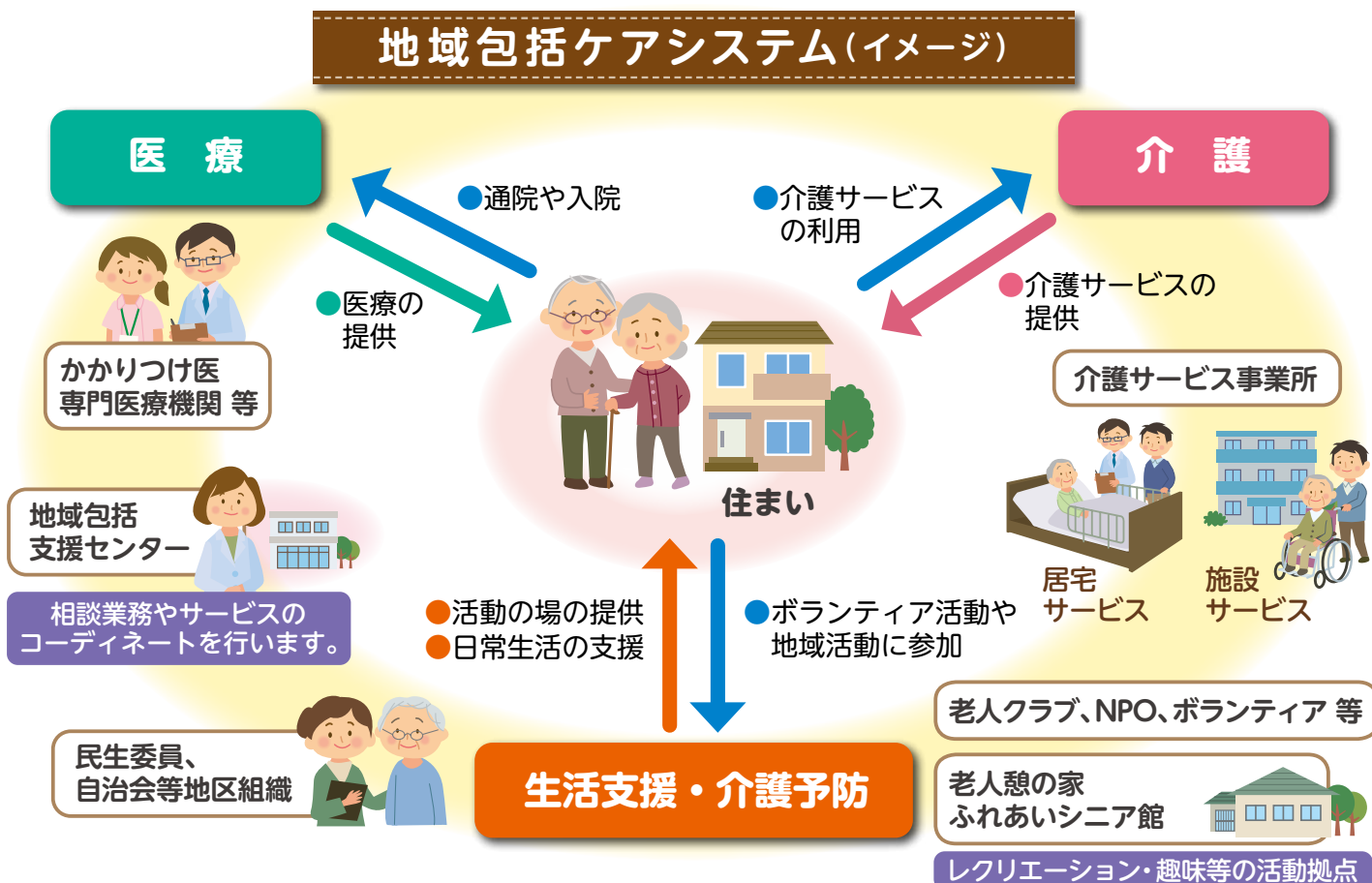
- 40歳以上 ● 在宅で生活している
- 認知症または認知症が疑われる方で、以下のいずれかに該当する場合
 - 医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方で以下のいずれかに該当している。
 - ・ 認知症疾患の臨床診断を受けていない
 - ・ 認知症と診断されたが介護サービスが中断している
 - ・ 継続的な医療サービスを受けていない
 - ・ 適切な介護サービスに結びついていない
 - 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、家族や関係者が対応に苦慮している。

※各地区地域包括支援センターまたは介護福祉課窓口にご相談ください。



支え合いの地域づくり

高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていくしくみが「地域包括ケア（地域包括ケアシステム）」です。



介護が必要な状態になっても地域で暮らしていくには、「住まい」を前提として「介護」や「医療」などのいざというときのためのサービスと、「介護予防」「生活支援」など日頃から必要なサービスが、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供される体制が必要です。

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

市は、多様な生活支援・介護予防サービスを提供できる地域づくりを進めています。ボランティアやサービスを提供する側には、高齢者を含む地域住民の参加が期待されています。

社会的な役割を持つことは、生きがいにもなり、自然と介護予防にもなります。



生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス（住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス）
- 地域サロン、見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除、介護者支援 など

生活支援の担い手としての社会参加

高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動
- 一般就労、起業、趣味活動、地域活動、ボランティア活動 など

「高齢者の権利を守ります」

ご存じですか？ 成年後見制度



成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を保護し、財産管理や介護サービス利用契約手続等の支援をするための制度です。

日常生活自立支援事業も利用してみましょう

判断能力が不十分である利用者が、できる限り自立した生活をしていけるように、必要な福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理などの支援を行います。

現在の判断能力の違いにより、成年後見制度は**任意後見制度**と**法定後見制度**の2つに分かれます

任意後見制度

現在は判断能力のある方が、あらかじめ「誰」に「どのような支援をしてもらうか」を自分自身で決め、契約しておく制度です。

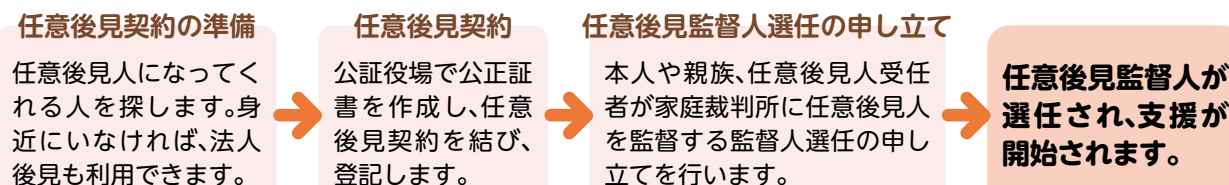
利用事例

- 頼れる人がいないので、いざというときには介護施設などに入所する契約をしてもらいたい
- 一人暮らしで、頼れる人が近くにいないので、将来認知症などの病気になったときのことが不安。

本人の判断能力が不十分になる前

本人の判断能力が不十分になった後

利用の流れ



契約時の費用のめやす……公正証書作成の基本手数料（1万1,000円）、登記嘱託手数料（1,400円）、収入印紙（2,600円）など。

法定後見制度

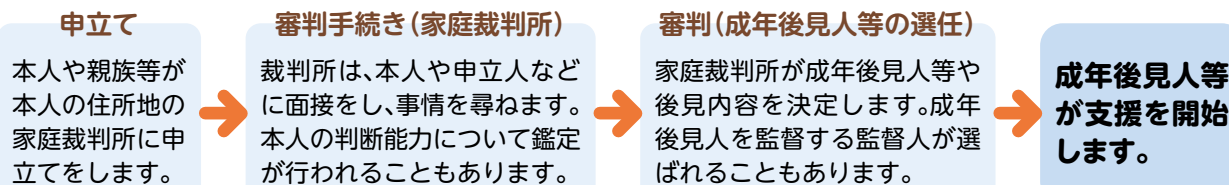
利用する方の判断能力が不十分になったあとに申立てをすることで、支援する人（成年後見人等）が家庭裁判所により選ばれます。利用する方の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

利用事例

- うまく判断ができずに契約を結んでしまう
- 不動産の整理をしたい

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力がない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方

利用の流れ



申立てに必要な費用のめやす……申立手数料（1件800円）、登記手数料（2,600円）、郵便切手など。鑑定が必要な際には、鑑定料がかかります。鑑定料は事案によって異なります。

申立ては誰ができるの？

本人のほかに、配偶者や四親等内の親族などが申立てができます。また、身寄りがいない方などのために、市区町村長が申し立てることもできます。

成年後見人等にはどのような人が選ばれるの？

家庭裁判所が利用者にとって適切だと判断した人が選任されます。配偶者や家族のほか、福祉や法律の専門家などが選ばれることもあります。

ご自身や家族の金銭管理・法律的な手続きなどに不安がある方は、まずはお近くの**地域包括支援センター**へご相談ください。



自己負担限度額と負担の軽減

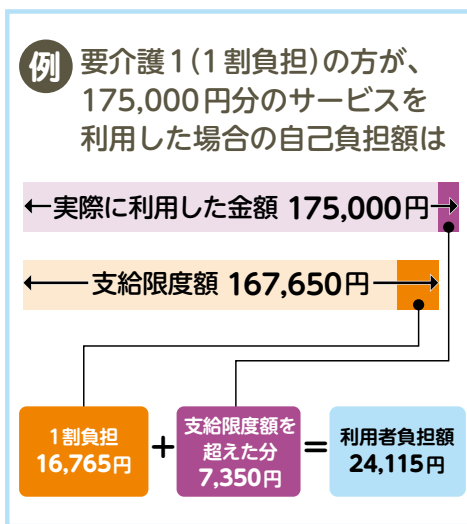
介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1か月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1か月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

事業者を選ぶために...

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



介護サービス情報公表システム
QRコード



●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、富津市介護福祉課窓口へ申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
市民税課税世帯※1	
課税所得 690万円以上(年収約1,160万円以上)の方	140,100円(世帯)
課税所得 380万円以上690万円未満(年収約770万円以上1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
課税所得 380万円未満(年収約770万円未満)の方	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額+その他の合計所得金額※2が80.9万円★以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人)

- ※1 同一世帯の65歳以上の方の課税所得により判定します。
※2 合計所得金額は、税制改正の影響を考慮し、決定しています。

変更ポイント

★令和8年8月より82.65万円に変更されます。
令和8年7月までは80.9万円となります。

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 支給対象者で富津市国民健康保険に加入している方には、富津市国民健康保険課より案内を送付しますので、富津市国民健康保険課窓口へ申請してください。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
基準総所得金額※1	
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

- ※1 基準総所得金額は、総所得金額等から、市民税基礎控除額を差し引いた金額です。

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得	
690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(市民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(市民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80.67万円※2以下の方)	19万円

- ※2 令和8年8月より82.65万円に変更されます。
令和8年7月までは80.67万円となります。

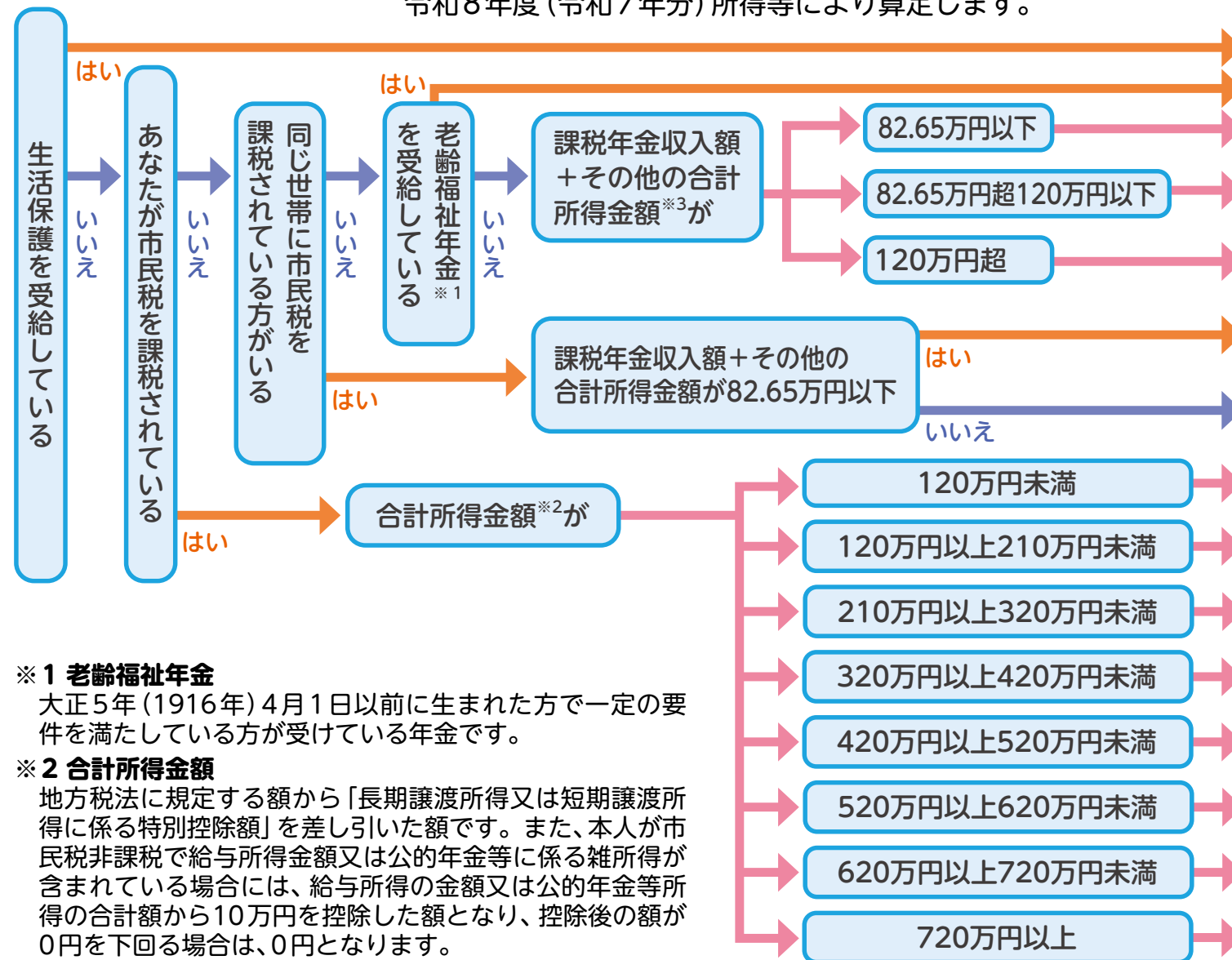
社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。

●保険料の決まり方 65歳以上の方の保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

あなたの介護保険料は？

令和8年度介護保険料は、令和8年4月1日時点の世帯状況や、令和8年度(令和7年分)所得等により算定します。



※1 老齢福祉年金

大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額

地方税法に規定する額から「長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額」を差し引いた額です。また、本人が市民税非課税で給与所得金額又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除した額となり、控除後の額が0円を下回る場合は、0円となります。

※3 その他の合計所得金額

「合計所得金額」から「公的年金等に係る雑所得」を控除した額です。

給与所得が含まれている場合は、下記のとおり計算しています。

●所得金額調整控除の適用があるとき

給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除した額。

●所得金額調整控除の適用がないとき

給与所得の金額から10万円を控除した額。

いずれも控除後の額が0円を下回る場合は、0円となります。

●令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定においては、合計所得金額および住民税課税・非課税の判定について調整を行います。このため住民税非課税でも課税扱いとなる場合があります。

基準額の決まり方

富津市で必要な
介護サービスの総費用

×

65歳以上の方
の負担分23%

÷

富津市に住む
65歳以上の方の人数

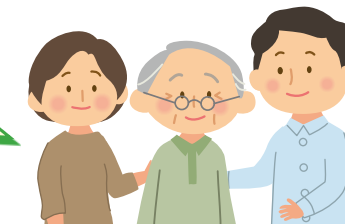
=

富津市の令和6～8年度の保険料の基準額 80,400円(年額)
この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

公費によって、第1～3段階の調整率に変更され、令和8年度の介護保険料は下記のとおりになります。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	基準額×0.285	22,910円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下の方	基準額×0.485	38,990円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.685	55,070円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	基準額×0.90	72,360円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円超の方	基準額×1.00	80,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	96,480円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	104,520円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	120,600円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	136,680円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	152,760円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	168,840円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	184,920円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	192,960円

介護保険制度は保険者(富津市)が本市の高齢者数や要介護・要支援認定者数、介護保険標準給付費(介護サービスの利用などの費用)、介護予防事業費などの将来の見込みに基づき、3年ごとに総費用の見直しを行っています。本市の高齢者数の増大や国が定める介護報酬の変更などを見込み、令和6年度から令和8年度の介護保険料を決定しています。



● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。

納め方は受給している年金※の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

コンビニ、スマートフォンアプリで納付できるようになりました。

- ・年金が年額**18万円未満**の方
- ・**65歳**になった方
- ・**転入**してきた方

年金天引きが始まるまで

→ **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます



- 納期は8回(7月～翌年2月までの毎月)あります。
- 年間保険料を納期の回数に分けて納めます。(納期ごとの金額は月額保険料とは異なります。)
- 市役所、取り扱い金融機関、コンビニエンスストア等、スマートフォンアプリで納めます。

口座振替

外出できない方やお支払いがご面倒な方は**口座振替**が便利です。

▶**申込方法** 市内の金融機関で「口座振替依頼書」に記入して申し込みます。(通帳と届出印が必要です。)

▶**振替方法** 年額を第1期の納期限日にまとめて引き落とす「**全期**」と納期限ごとに引き落とす「**期別**」が選べます。

保険料をコンビニ等で納めることができます

▶コンビニエンスストアでの納付

全国のコンビニエンスストア店舗等で納めることができます。詳しくは納付書裏面に記載してある納付場所をご確認ください。

▶スマホ決済アプリでの納付

「AEON Pay」「auPAY」「d払い」「Fami Pay」「PayB」「PayPay」「楽天ペイ」で納付することができます。納付書のバーコードを読み取るだけで、24時間いつでも、どこでも簡単にお支払いができます。

⚠ 納期限内のみお取り扱い可能です。

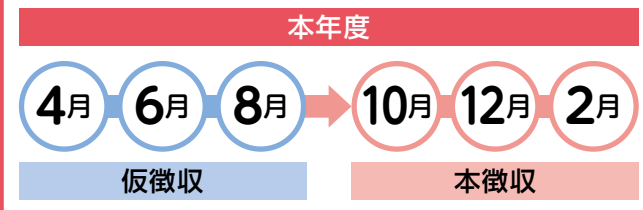


年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

- 年6回の年金の定期払いの際に、年金から保険料が天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。

- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から介護保険料が天引きになります。



! **こんなときは、一時的に納付書で納めます**

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など



介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れないよう納入期限までに納めましょう。



納入期限を過ぎると

督促が行われます。**延滞金**が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は介護福祉課までご相談ください。

● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

決まり方

納め方



国民健康保険に加入している方

世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。
※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分、後期高齢者支援分、子ども・子育て支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。



職場の健康保険に加入している方

加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

医療分、後期高齢者支援分、子ども・子育て支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。
※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

介護保険Q&A

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

- 例
- 8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から納めます
 - 8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から納めます

Q サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけませんか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくをお願いします。

いつ、誰が介護保険を必要とするかわからないものね。



居宅介護支援事業所一覧(市内)

施設名	所在	電話番号
望みの門在宅サービスセンター	川名1436番地	0439-80-3741
相談室わくわく	青木1312番地5	0439-27-1335
上総ケアサービスセンター	青木1641番地	0439-87-0130
つつじ苑居宅介護支援事業所	上飯野1426番地3	0439-87-6102
居宅介護支援フレンドリー	亀沢898番地5	0439-29-6781
マザーハウスクエアサービス	小久保909番地2	0439-80-5777
セントケア富津	西大和田916番地	0439-80-5393
大佐和苑在宅介護支援センター	亀沢227番地1	0439-66-2773
介護の家ぶ・えもん居宅介護支援事業所	八幡163番地	0439-66-1165
居宅介護支援事業所「わたしたちの生きる証」	長崎274番地	0439-32-1757
オアシス慶寿居宅介護支援センター	岩本724番地1	0439-32-1034
ケアプラン石田	萩生1299番地	0439-69-2368
在宅介護支援センター金谷の里	金谷1912番地2	0439-69-8333

施設サービス事業所一覧

区分 介護老人福祉施設

施設名	所在	電話番号
望みの門紫苑荘	富津617番地14	0439-87-5077
つつじ苑	上飯野1426番地3	0439-87-6101
望みの門富士見の里	湊701番地	0439-70-6500
やまぶき苑	豊岡1768番地	0439-80-8220
金谷の里	金谷1912番地2	0439-69-8400
玄々堂亀田の郷	亀田445番地1	0439-27-0850

区分 介護老人保健施設

施設名	所在	電話番号
ケアセンターさきくさ	青木1641番地	0439-87-0126
介護老人保健施設わかくさ	上335番地1	0439-80-5678

地域密着型サービス事業所一覧

区分 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名	所在	電話番号
サテライト特養やまぶき苑	豊岡1434番地1	0439-80-8777

区分 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設名	所在	電話番号
玄々堂亀田の郷定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	亀田445番地1	0439-27-0850
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「わたしたちの生きる証」	長崎274番地	0439-32-1680

区分 認知症対応型共同生活介護

施設名	所在	電話番号
グループホーム富士見苑	篠部2310番地3	0439-80-4501
憩いの里富津	青木二丁目20番地16	0439-87-9028
かずさ三条の里	下飯野998番地	0439-80-1171
グループホームわかくさ	千種新田676番地6	0439-65-5678
グループホーム天羽苑	不入斗224番地1	0439-80-7727

区分 地域密着型通所介護

施設名	所在	電話番号
デイサービスセンターきんこくの家	湊533番地の4	0439-70-6100
らいおんハート富津シニアガーデンデイサービス	篠部2043番地	0439-29-6140
デイサービスふれあい	岩瀬739番地10	0439-65-4245
かずさ三条の里	下飯野998番地	0439-80-1171
デイサービス富士見	湊699番地	0439-29-6571
デイサロン燈	竹岡1005番地	0439-67-3777
デイサービスセンターあさひ	上後285番地の1	0439-68-0835
デイサービス富津太陽	青木四丁目5番13	0439-88-0273
玄々堂亀田の郷デイサービスセンター	亀田445番地1	0439-27-0850
大佐和苑デイサービスセンター	亀沢227番地1	0439-66-2722

区分 小規模多機能型居宅介護

施設名	所在	電話番号
セントケア佐貫	佐貫230番地1	0439-80-6301

※令和7年5月30日時点の事業所を掲載しています。

※この表に掲載されていない事業所でも指定を受けている事業所であれば利用できます。

介護保険 Q & A



Q 介護保険には、加入しなくてもいいのですか？

A 40歳以上のすべての方が加入します。また加入は自動的に行われ、手続きは必要ありません。介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合うしくみです。介護保険サービスを利用する、しないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入することになります。

Q サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？

A 医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険料は、介護保険サービスの費用をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうかご理解ください。

Q 交通事故が原因で介護が必要となった場合、介護保険サービスは利用できますか？

A 65歳以上(第1号被保険者)の方は、介護が必要となった原因を問わず、要介護認定を受ければ介護保険サービスを利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。
40～64歳(第2号被保険者)の方は、特定疾病を原因として介護が必要となり、要介護認定を受けた方のみが介護保険サービスを利用できます。

Q 認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか？

A 暫定プランによりサービスを利用できます。ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わる場合がありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。

Q 現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか？

A 退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請できます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

Q 本人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか？

A 介護の必要な度合いが変わった場合などには、要介護度の区分変更申請ができます。

Q 施設に入所するにはどうすればいいのですか？

A 施設への入所を希望する場合は、施設に直接お申し込みください。

よりよいサービスを継続して利用いただくために

近年、介護現場では、一部の利用者や家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメントなどが少なからず発生しています。

以下のハラスメントを防止し、介護職員が安心して働くこと・よりよいサービスを継続して利用いただくことができるよう、環境作りにご理解ご協力をお願いいたします。

～介護現場におけるハラスメントの具体例～

1 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
(職員が回避したため危害を免れたケースも含む)



ものを投げる



たたく

その他

- ・つばを吐く
- ・つねる
- ・手を払いのける
- ・蹴る

2 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。



大声で怒鳴る



理不尽な要求

その他

- ・いやがらせをする
- ・無視する

3 セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。



性的な話をする



つきまとう

その他

- ・長時間の電話
- ・ヌード写真を見せる
- ・下半身を丸出しにする